

阿賀野市告示第159号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

阿賀野市長 田中清善

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| 1 | 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 | 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和5年10月3日 |

区域決定

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
曾郷 350 号線	曾郷字居浦 1473 番 18 地先	曾郷字居浦 1473 番 14 地先	81.4	6.0～ 10.3	

供用開始

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
曾郷 350 号線	曾郷字居浦 1473 番 18 地先	曾郷字居浦 1473 番 14 地先	81.4	6.0～ 10.3	